

災害に強い 森づくり



スマート林業 の推進

栃木県
矢板森林管理事務所
業務概要

令和7年3月



人と自然 の共生



業務概要



矢板市街より望む高原山

【管内の紹介】

管内は2市2町(総面積約54千ha)からなり、北西部には高原山系、南東部は丘陵地と平坦地の森林が広がり、森林面積は約24千ha(林野率44%)です。

民有林の人工林率は70%と県全体の人工林率56%を大きく上回り、北西部の塩谷町から矢板市にかけては、林業・木材産業が盛んな地域となっています。

また、日光国立公園エリアの八方ヶ原地域には、広葉樹林が広く分布し、水源かん養、保健休養などの公益的森林機能が充実し、高原山山麓の「県民の森」とともに、森林レクリエーションの場として、県内外の多くの人々に親しまれています。

さくら市や高根沢町の都市部周辺の丘陵地は、広葉樹を主体とした里山林が多く、緑豊かで快適な環境を地域住民に提供しています。



【事務所の重点取組】

当事務所では、管内4市町や関係団体等と連携し、以下の3つの事項に重点的に取り組んでいます。

- I 林業・木材産業の産業力強化～稼げる林業の実現とスマート林業の推進～
- II 森林の公益的機能の高度発揮～災害に強い森づくりの推進～
- III 森林空間利用の促進～人と自然との共生～



【特徴ある市町】

矢板市

優良材の生産地である高原林業地の中心地であるとともに、国内有数の製材拠点を形成しています。

県民の森やツツジの名所八方ヶ原、おしらじの滝をはじめとした滝巡りなど、豊かな自然を活かした観光振興にも力を入れています。



さくら市

田園地帯と丘陵地が広がる関東平野の北端部で、里山林の保全活動を通じた人と自然が共生する街づくりが行われています。

喜連川温泉施設や桜の名所が点在し、首都圏からの手軽な観光地でもあります。



塩谷町

矢板市と並び高原林業地の中核を成し、良質なヒノキの産地としても知られています。

原生林が広がる高原山の中腹から湧き出る尚仁沢湧水群は豊富な湧水量を誇り、全国名水百選に認定されています。



高根沢町

県都宇都宮に隣接し都市型開発が進む一方、肥沃な土地を活用し、農産物の生産も盛んです。

町のシンボルである道の駅たかねざわ「元気あっぷむら」では、グランピングが人気を博しています。



1 素材生産力の強化

戦後造成されたスギ・ヒノキの豊富な森林資源を有効活用するため、森林経営計画に基づく皆伐や利用間伐等の施業を進めています。

特に、林業木材産業の成長産業化に向け、積極的に皆伐による素材生産の拡大を進め、再生林による森林の若返りを図るとともに、獣害対策を行うなど循環型の林業を目指しています。

また、比較的なだらかな地形の強みを活かして、施業の集約化、機械化・作業道等の基盤整備の促進に加え、新技術等を活用した生産性の向上など総合的な林業経営への支援を通じ、林業の成長産業化と適切な経営管理を目指しています。



2 林業の基幹となる林道事業

高性能林業機械の導入促進や林業機械の大型化など、効率的な森林施業には木材の搬出や機械の運搬に使用する林道の整備は欠かすことができません。

効率的、効果的な路網を整備することで、生産コストを縮減し、林業従事者の労働負担を軽減しています。

また、林道は大規模災害時の緊急的な迂回路としての機能も持ち合わせており、地域の安全安心な暮らしにも貢献しています。

そのため、県管理林道の維持・修繕や改良、豪雨等による復旧など、林道の管理に関する様々な事業を行っています。

林道西前高原線

緑化工による
法面改良

3 とちぎ材の安定供給と競争力の強化

本県では「とちぎ木づかい条例」(栃木県県産木材利用促進条例)により全県的な木材利用の推進に取り組んでいます。

矢板地域には、全国有数の大型製材工場が複数あり、製材品出荷量も多いことから、立地条件と高品質な製品を生かした首都圏等大消費地をターゲットとする販路拡大を目指しています。

また、不安定な木材流通体制を改善するため、川上から川下に至る関係者による協定締結など、とちぎ材の安定供給システムの構築を支援しています。



4 特用林産物の競争力強化

しいたけを始めとする特用林産物等の生産振興と販売促進を図っています。

地理的優位性を活かし、東京圏を中心とした販路拡大を進めるとともに、生産者に対する経営指導や技術向上のための研修会などを開催し、コストの縮減と品質の向上により市場競争力の強化を図っています。

また、東日本大震災以降は、消費者へ安全・安心なしいたけを届けるため、放射性物質のモニタリング検査を継続的に行うとともに、安全な生産資材を導入した生産を推進しています。



5 次代を担う人材の育成

林業・木材産業就業者の高齢化と森林整備量増大等に伴う担い手不足に対応するため、林業・木材産業を支える人材の確保・育成・定着を図っています。

各種事業・研修等により、新規就業者を確保し、現場技能者として段階的・体系的に育成しています。

また、林業人材の確保・定着を図るため、林業事業体に対しての雇用管理の改善と労働災害防止対策推進等の就労環境改善指導も重要な役割となっています。

林業に興味のある方、就業を考えている方は、ぜひ、当事務所に御相談ください。



6 未来技術を活用したスマート林業の推進

人口減少や少子高齢化により、多くの分野で人材の確保が困難な中、記憶や経験に頼る林業から未来技術を活用したスマート林業への進化が必然となっています。

県では、R2年度に国の「未来技術社会実装事業」の選定を受け、「とちぎスマート林業推進協議会」を同年12月に設立し、とちぎにおける将来の新たな林業の姿の構築に歩み出しました。

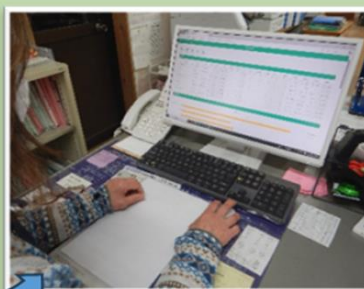
当矢板地域では、H30年度からR4年度までの5ヶ年間で実施した「林業成長産業化地域創出モデル事業」の成果を活用し、関係者等と連携しながら現場作業へのICT活用や新規就業者支援など次世代の新たな林業スタイルの構築に取り組んでいます。

林業で働く人づくりと積極的なAIによる未来技術の活用を併せ、稼げる林業の実現を進めています。

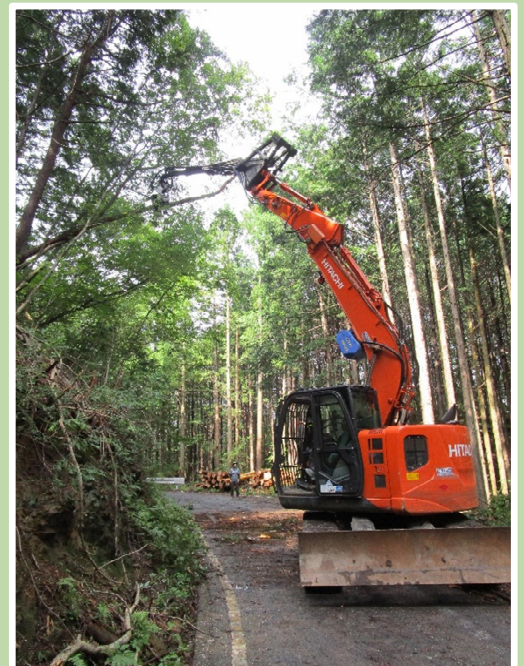


アプリを使った現場管理

日報管理



ドローン薬剤散布



ロングリーチ
グラップルソー

1 治山施設整備による災害に強い森づくり

県民の生命や財産を守り、国土の強靱化を図るため、治山事業を推進しています。
台風やゲリラ豪雨、地震などにより、山腹崩壊や荒廃渓流が発生した保安林の復旧を行います。



集中豪雨により土砂や倒木が流出した渓流



ゲリラ豪雨により人家裏で発生した山腹崩壊

治山事業による復旧



治山ダムによる荒廃渓流の復旧



土留工による山腹崩壊の復旧

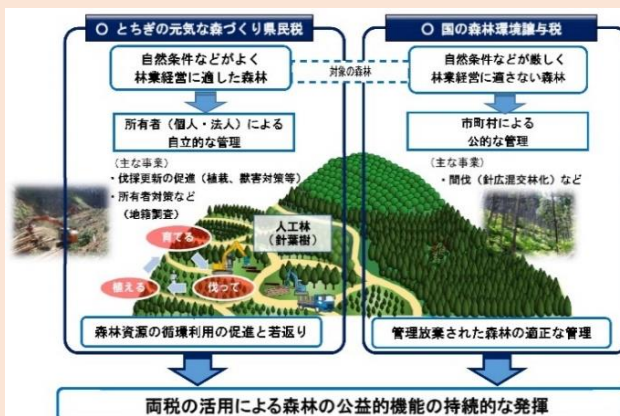
2 森林経営管理制度の推進

県では森林資源の循環利用、森林の若返りを促すため、とちぎの元気な森づくり県民税事業を活用した皆伐・再造林、獣害対策等の森林施業を進めています。

一方で、様々な事情により管理の行き届かない森林や所有者不明の放置された森林の存在が社会問題となっており、森林の公益的機能の低下、災害の誘発や生態系のかく乱など生活環境への影響が懸念されています。

そのため、森林経営管理制度により、市町が主体となり、森林環境譲与税を活用して間伐等の森林整備を公的に行うとともに、地域での木材利用の推進や人材の育成・確保、普及啓発を支援しています。

森林をお持ちで、森林の管理や森林経営管理制度のことなど御相談がある場合には、森林が所在する市町又は当事務所にお問い合わせください。



3 保安林指定の推進

森林は「緑のダム」と言われ、山地災害の防止及び水資源の確保等の重要な役割を担っています。

そんな貴重な森林を後世に大切に残していくため、県では保安林指定を推進しています。

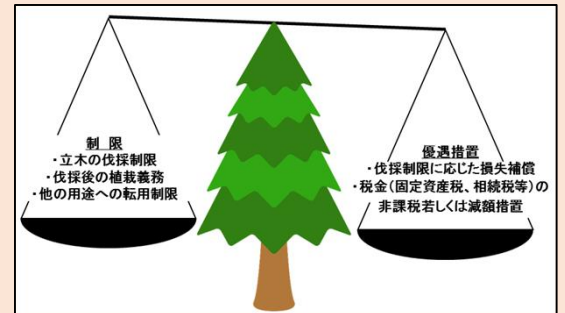
森林を保安林に指定することで、立木の伐採や他の用途への転用などが制限されるため、森林の有する公益的機能の維持増進が図られます。

一方で、固定資産税等が非課税になるほか、保安林が被災した場合、公費負担で森林整備が実施できる場合があります。

身近にある森林を健全に保つことで、災害を未然に防ぎ、私たちの安心安全な生活を支えています。



保安林指定における制限と優遇措置



4 林地開発許可制度

山林の無秩序な開発行為は、災害の要因となるだけでなく、環境の悪化を招く恐れがあるため、1ha（太陽光発電設備にあっては0.5ha）を超える森林の開発行為は、知事の事前許可を受ける必要があることが森林法で定められています。

許可に際しては、開発による水害の発生や周辺地域への影響等を審査することとしており、許可を受けた箇所については、施工状況を確認するため、定期的にパトロールを実施しています。



定期的なパトロールの実施

5 鳥獣被害対策の推進

①林業対策

クマ・シカ等による林業被害の影響は大きく、管内でも植栽間もない苗木の被害は顕著です。

そのため、植栽木の食害等を防ぐ忌避剤散布や獣の侵入防止を図るネットや柵などの設置も進めています。

②管理と保護

農林業等に被害を及ぼす野生鳥獣については、広域的な個体数調整や捕獲の担い手の確保、育成に努めています。

また、地域ぐるみの総合的な被害防止対策のため、獣害に強い集落づくり支援やアライグマ等の外来生物の捕獲を行っています。

一方、野生鳥獣は本来自然の営みの中で生きる生物ですが、人為的なケガや病気等が原因で生命の危機にある場合には、保護、収容を行っています。

更に、野生鳥獣の個体数の減少を防ぐため、生息地を鳥獣保護区に指定するほか、キジなどの放鳥事業を実施しています。



6 山火事防止の取組

県では山火事の発生しやすい12月から5月にかけて、山火事の予防意識を高めるため、広報車によるパトロールなど普及啓発に努めています。

山火事の原因は、「たき火」や「野焼き」の際の火気の取扱い不注意や不始末等の人為的なものが多くを占めています。廃棄物処理法により、野焼きは原則禁止されているほか、認められる場合においても、市町長の許可が必要ですので注意してください。

「ふるさとの 山を守ろう 火の手から」



注意喚起広報活動



山火事により被災した森林



7 高原県有林の経営・管理

高原県有林は、たかはら山麓の矢板市（県民の森）と塩谷町にまたがる、保健休養や木材生産等の森林機能がバランス良く融合する森林です。

総面積は1,580haを有し、現在、多くの人工林が伐採期を迎え、立木販売（皆伐・間伐）や素材丸太の生産を行っており、伐採後は、獣害対策を講じながら再造林・保育のサイクルを維持し、森林資源の循環利用を実践しています。

また、県内の林業や自然環境の試験・研究（エリートツリー）、モデル的施業（複層林等）、各種講習会、オリエンテーリングなど様々な目的を持ったフィールドとして、多くの人々に活用されています。



エリートツリーの試験植栽



森林認証による信頼の経営

1 自然公園施設整備と利用促進

管内北部地域は、日光国立公園エリアが一部含まれており、「八方ヶ原のツツジの群生地」や近年のSNS等から拡散され神秘的なブルーが映える「おしらじの滝」など話題の観光スポットがあります。

このような優れた環境を将来に引き継ぐため、関係機関と連携し、適切な管理を進めるとともに、豊かなふれあいの場を提供するため、施設の整備と適正な利用を推進しています。

特に、より多くの方が快適で安全に利用できるよう、歩道や休憩所の改修を中心に、多様化する利用者のニーズに応えるため、標識や解説板の多言語化なども行っています。



改修されたミツモチ休憩所

解説板の
多言語化

2 自然とふれあう県民の森

矢板市と塩谷町にまたがる高原県有林のうち、矢板市側の約970haは「栃木県県民の森」となっています。

来訪者は、四季を通じて様々な自然を体感できる、各種ハイキングコースはもとより、学習展示施設や野外体験施設など非常に利用しやすい施設です。

皆さんも豊かな自然を県民の森で味わってみてはいかがでしょうか。



県民の森



3 自然環境の保全

豊かな自然環境を保全するため、優れた天然林や野生動物の生息地などの区域を「自然環境保全地域」として、また、歴史的、文化的遺産と一体となって良好な緑地環境を形成している地域を「緑地環境保全地域」として管理しています。

尚仁沢自然環境保全地域
(塩谷町尚仁沢湧水群)喜連川緑地環境保全地域
(さくら市お丸山公園)

4 緑化の推進・企業の森づくり

住民参加による緑づくりを推進するため、地域での植樹活動やイベントでの苗木配布会を市町と連携して実施しています。

また、企業や団体等が社会貢献の一環として、間伐や植林等を行う「企業等の森づくり」活動を支援しています。

緑のある生活は、疲れた心をリフレッシュさせてくれますので、ぜひ皆さんも御自宅に緑を取り入れてみませんか。

庭木の手入れでお困りの際には、グリーンアドバイザーが相談に応じますので、御連絡ください。

苗木配布会
(矢板市)

【主な事業の担当課】

管理課  0287-43-1290	・ 野生鳥獣対策（保護管理、狩猟免許、傷病鳥獣） ・ 自然環境保全（自然環境保全地域、環境保全活動、緑化の推進、森づくり県民税の県民理解の促進） ・ 森林保全（保安林、林地開発許可、林野火災） ・ 庶務経理、工事契約等
林業経営課  0287-43-1439	・ 森づくり県民税（再造林、獣害対策の推進） ・ 森林環境譲与税（森林経営管理制度等の指導） ・ 森林計画、特用林産、造林・間伐・作業道等森林整備の指導 ・ 木材利用の推進
森づくり課  0287-43-0294	・ 森づくり県民税（里山林整備等） ・ 治山、林道、自然公園事業 ・ 県営林、林野保護

【問い合わせ/アクセス】

○栃木県庁 塩谷庁舎2階

〒329-2163 栃木県矢板市鹿島町20-22 ※国際医療福祉大学塩谷病院の北側

Tel. 0287-43-0427(代) Fax. 0287-43-0850

Email. yaita-skj@pref. tochigi. lg. jp

